

外国人留学生人材確保に向けた協定書（案）

株式会社 ●●●（以下「協定締結事業者」という。）と桑名市（以下「２者」という。）は、次のとおり連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。
本協定に基づき、協定締結事業者は市と協定を締結し、適正な執行に努めることとする。

（目的）

第１条 本協定は、市の課題である人材確保、人口減少ならびに外国人に選ばれるまちを目指すため、外国人留学生の本市への移住を促進し、就労環境を向上させることで、市内企業の雇用人材定着を図るとともに、本市の国際化推進の足掛かりとすることを目的とする。

（支援内容）

第２条 市が支援する内容は、外国人留学生が市内賃貸住宅に転入する際に発生する初期費用とする。

なお、支援対象経費の詳細については、別途定めることとする。

（市の役割）

第３条 市は、第１条に掲げる目的を達成するため、特に次に掲げる事項について、協定締結事業者と連携して取り組むものとする。

- （１）大学・企業等を通じて留学生に本事業を紹介すること。
- （２）協定締結事業者およびサービス内容を周知すること。
- （３）補助金を協定締結事業者に対して支出すること。
- （４）留学生に対して、本取り組みの成果を確認すること。
- （５）その他、情報及び意見交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な事項について連携して取り組むものとする。

（協定締結事業者の役割）

第４条 協定締結事業者は、第１条に掲げる目的を達成するため、特に次に掲げる事項について市と連携して取り組むものとする。

- （１）本事業を積極的に留学生に対して、ＰＲ活動を行うこと。
- （２）住居選定に係る情報を提供し、賃貸住宅を斡旋するとともに、入居準備に関する支援を行うこと。
- （３）入居費用のうち、補助対象経費を算出し、市に報告すること。
- （４）市から支出された補助金を、外国人留学生の入居費用に必要な経費に充当すること。
- （５）その他、情報及び意見交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な事項について連携して取り組むものとする。

(秘密保持)

第5条 2者は、相手方から開示を受けた秘密情報について、その管理に必要な措置を講じるものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ないで、第1条に掲げる目的に使用しないものとし、かつ、第三者に開示し又は使用させてはならない。

2 2者は、秘密情報を前項の承諾を得て第三者に開示し、又は使用させる場合は、当該第三者に対し本契約と同等の秘密保持義務を負わせるものとし、かつ、当該第三者の義務違反については、相手方に対し、自己の義務違反として責任を負うものとする。この場合、秘密情報の使用目的については、本業務遂行の目的の範囲内で、当該第三者が使用する必要のある最小限度に限定するものとする。

3 2者は、本協定終了後も、秘密保持の義務を負うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第6条 2者は、本業務の遂行に関連して、相手方から開示、取り扱いを委託（開示、取り扱いを委託する方法は、書面、データ、口頭、映像及びその他形態を問わない）された個人情報を含んでいる情報（個人を特定する情報には単独では個人を特定できなくとも、当該個人に関する他の情報と組み合わせることにより、個人を特定できる情報を含む。）を、厳に秘密として扱い、相手方の書面による事前の承諾なく、第1条に掲げる目的以外に使用せず、また第三者に開示又は漏えいしてはならない。

(協定の解除)

第7条 協定の解除を希望する場合は、2者で協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項等については、2者が協議の上、解決を図るものとする。

本協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

●●●●

株式会社 ●●●●

代表取締役

⑨

三重県桑名市中央町2丁目37

桑名市長

⑨